

危機管理会議

日 時：平成 29 年 9 月 15 日（金） 9 時 15 分から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

協議事項

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う消防庁の対応について

(第1報)

平成29年9月15日(金)7:40現在
消防庁緊急事態調整本部

1 消防庁の対応等

7:00 消防庁長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置

3 Jアラート送信地域

青森県等12道県

3 被害状況報等

7時40分現在、地方公共団体から、被害の報告はない

問い合わせ先
消防庁緊急事態調整本部
TEL 03-5253-7510
FAX 03-5253-7553

北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う消防庁の対応について

(第2報)

平成29年9月15日(金) 8:15現在
消防庁緊急事態調整本部

1 事業の概要

エムネットによる情報によると、9月15日6時57分頃、北朝鮮西岸から東に向かう1発の飛翔体が発射され、7時4分頃、我が国の領域に侵入し、7時6分頃、領域を退去、7時16分頃、襟裳岬の東約2000kmに着水したこと。

2 消防庁の対応等

- 7:00 消防庁長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置
- 7:00 発射情報をJアラートで伝達(北海道等 12道県)
- 7:07 通過情報をJアラートで伝達(北海道等 12道県)

【Jアラート送信地域】

発射情報：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県

通過情報：同上

3 被害状況等

Jアラート送信地域に対し、被害状況等を確認中であるが、8時15分現在、地方公共団体から、ミサイル発射による被害の報告はされていない。

4 住民に対する情報伝達の状況

市町村におけるJアラートの受信状況等について確認中。

問い合わせ先

消防庁緊急事態調整本部

T E L 03-5253-7510

F A X 03-5253-7553

【参考】北朝鮮ミサイルによる日本領域通過事例

年	月日	概要
1998年 (平成10年)	8月31日	咸鏡北道・舞水端里の発射場から長距離ミサイル「テポドン1号」発射 日本の上空を越え三陸沖の太平洋に落下した。
2009年 (平成21年)	4月5日	舞水端里の発射場で、長距離弾道ミサイル「テポドン2号」の技術を利用したとみられる飛翔体「銀河2号」を「人工衛星打ち上げ用ロケット」として発射。軌道投入は失敗。朝鮮中央通信は同日午後、「『銀河2号』は咸鏡北道花台郡にある東海衛星発射場で発射され、『光明星2号』を軌道に乗せた」と発表。 午前11時30分ごろ、北朝鮮北東部のムスダンリから東の方向に向かってミサイルを発射。東北地方上空を通過し、日本の東約2100kmの太平洋上まで追尾したが、その後、着水したか、飛行を続けたかについては確認できていない。
2012年 (平成24年)	12月1日 12月12日	北朝鮮、「実用衛星『光明星3』を運搬ロケット『銀河3号』で10~22日に打ち上げる」と発表 午前9時49分ごろ、北朝鮮北西部のトンチャンリから南に向かってミサイルを発射。午前9時59分から午前10時1分ごろにかけ、沖縄県の先島諸島付近の上空を通過し、午前10時5分ごろフィリピンの東約300kmの太平洋に落下。
2016年 (平成28年)	2月7日	北朝鮮が7日午前に北西部・東倉里のミサイル発射場(北朝鮮は「西海衛星発射場」と主張)から事実上の長距離弾道ミサイルを発射したと明らかにした。 北朝鮮は国際海事機関(IMO)などの国際機関に7日から14日の間に地球観測衛星を打ち上げると通告。人工衛星打ち上げと称し長距離弾道ミサイルを発射することを予告していた。韓国軍は衛星運搬ロケット「銀河3号」級の大間間弾道ミサイル(ICBM)と判断。射程距離は5500キロから1万キロとされ、銀河3号級と推定される。 午前9時31分ごろ、北朝鮮北西部のトンチャンリからミサイルを発射。午前9時39分ごろから午前9時41分ごろにかけて、沖縄県先島諸島付近の上空を通過し、1つは午前9時45分ごろ、本邦の南約2,000kmの太平洋上に落下。
2017年 (平成29年)	8月29日 9月15日	午前5時58分ごろ、北朝鮮西岸から北東に向かってミサイルを発射し、午前6時7分ごろ、北海道地方から太平洋へ通過した。ミサイルは3つに分離し、3つとも午前6時12分頃、襟裳岬東方の東約1180kmの太平洋上に落下。破壊措置の実施は無し。 午前6時57分ごろ、北朝鮮西岸から東に向けてミサイルを発射。 午前7時6分ごろ、北海道地方の日本領域を抜け、午前7時16分頃、襟裳岬東方の東約2,000kmの太平洋上に着水。破壊措置の実施は無し。

年	月日	概要
2017年 (平成29年)	2月12日 ①	午前7時55分ごろ、北西部の平安北道から東海に向け弾道ミサイル1発を発射した。飛行距離は500キロを超えると推定される。中距離弾道ミサイル「ノドン」よりも「ムスダン」の改良型である可能性が高い。
	3月6日 ②	午前7時36分ごろ、北西部の平安北道・東倉里付近から東海に向け、新型の中距離弾道ミサイル(IRBM)を4発発射した。飛距離は約1000キロ。
	3月22日 ③	東部の江原道・元山の飛行場付近からミサイル1発を発射したが、正常に飛行せず失敗した。このミサイルが移動式発射台から放たれて数秒後に空中で爆発したと推定しているという。失敗したミサイルは射程3000キロ以上の「ムスダン」改良型とみられる。
	4月5日 ④	午前6時42分ごろ、東部の咸鏡南道・新浦付近から東海に向けて未詳の弾道ミサイル1発を発射。飛距離は約60キロ。中長距離弾道ミサイル「北極星2」の呼称)系列と推定している。
	4月16日 ⑤	午前6時21分頃、(北東部)咸鏡南道・新浦付近から弾道ミサイル1発を発射したが、発射直後に爆発した。
	4月29日 ⑥	午前5時30分頃、(西部)平安南道・北蔵付近から弾道ミサイル1発を発射し、高度71キロまで達したが、数分後に空中で爆発した。
	5月14日 ⑦	午前5時28分頃、(北西部)亀城付近から弾道ミサイル1発を発射し、30分で800キロ飛行し、日本海に落下した。高度は過去最高の2100キロまで達し、新型ミサイル「火星12」と見られる。
	5月21日 ⑧	午後4時59分頃、(西部)北倉付近から弾道ミサイル1発を東方に発射。500キロ飛行し、日本の排他的経済水域外の日本海上に落下した。新型の中距離ミサイルと見られる。
	5月29日 ⑨	午前5時40分頃、(東部)元山付近から弾道ミサイル1発を東方に発射。450キロ飛行し、日本の排他的経済水域の日本海上に落下した。スカッド型の短距離弾道ミサイルと見られる。
	6月8日 ⑩	午前6時18分頃、(東部)元山付近から短距離の地対艦巡航ミサイル数発を北東方向に発射し、200キロ飛行し日本海に落下した。
	7月4日 ⑪	午前9時40分頃、平安北道亀城付近から弾道ミサイル1発を発射。39分間に933キロ飛翔し、高度は2802キロに達した。排他的経済水域内の男鹿半島から300キロの日本海に落下した。北朝鮮の発表によると、ミサイルは大陸間弾道ミサイル(ICBM)とのこと。
	7月28日 ⑫	午後11時42分頃、北朝鮮内陸部の舞坪里(ムピョンニ)付近から、弾道ミサイル1発を北東方向に発射。47分間に998キロ飛翔、高度は3,724.9キロに達し、その後、排他的経済水域内日本海上(北海道積丹半島の西約200km、同奥尻島の北西約150km)に落下。北朝鮮は、ICBM「火星14」の2回目の試射に成功と発表。

年	月日	概要
2017年 (平成29年)	8月26日 ⑬	午前6時49分から午前7時19分までの30分間に、北朝鮮東部のキッテリヨンから日本海に向けて、短距離弾道ミサイル3発を発射した。北東方向に250kmあまり飛行して、北朝鮮北東部の沖合に落下した。このうち2発目は、発射直後に爆発したとみられる。
	8月29日 ⑭	午前5時58分ごろ、北朝鮮西岸から北東に向かってミサイルを発射し、午前6時7分ごろ、北海道地方から太平洋へ通過した。ミサイルは3つに分離し、3つとも午前6時12分頃、襟裳岬東方の東約1180kmの太平洋上に落下。破壊措置の実施は無し。
	9月15日 ⑮	午前6時57分ごろ、北朝鮮西岸から東に向けてミサイルを発射。 <u>午前7時6分ごろ、北海道地方の日本領域を抜け、午前7時16分頃、襟裳岬東方の東約2,000kmの太平洋上に着水。破壊措置の実施は無し。</u>

北朝鮮による六度目の核実験に対する抗議決議

平成二十九年九月五日

参議院外交防衛委員会

去る九月三日、北朝鮮は、六回目の核実験を実施した。これは、国際社会の度重なる強い抗議と警告を完全に無視して強行したものであり、決議第二三七一号等の一連の国連安全保障理事会決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反するものである。また、国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であるとともに、唯一の被爆国である我が国として決して容認できるものではなく、断固として抗議する。

北朝鮮は、先月二十九日の我が国上空を通過する形での弾道ミサイル発射を含め、度重なる弾道ミサイル発射を行つてゐる。今般の核実験は、過去に比類ない規模で行われたものであり、到底許されない暴挙である。こうした北朝鮮の核及び弾道ミサイル開発は、我が国の安全に対する、より重大かつ差し迫つた、新たな段階の脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものであることから、最も強い言葉で非難する。

本委員会は、北朝鮮に対し、更なる挑発行動を控え、核及び弾道ミサイル計画を全面的に放棄し、不可逆的かつ検証可能な国際社会による管理を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く求める。また、関連する安保理決議を即時かつ完全に履行することを改めて要求する。さらに、国際社会に対して、安保理決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求める。国際社会は、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。

政府は、国際社会に対して、安保理決議の確實な履行を強く働きかけるとともに、併せて、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に挑発行動の自制と非核化に向けた具体的行動を強く求めるべきである。また、政府は、新たな安保理決議の採択を含め、国際社会が一致団結して北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置をとるべきである。同時に、我が国独自の制裁の徹底及び強化を図るべきである。

加えて、政府は、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を徹底し、国民に対して迅速かつ一層的確な情報提供を行うとともに、不測の事態に備えて不斷に必要な態勢をとるほか、我が国の平和と安全の確保、国民の安全と安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もつて国民の負託に応えるべきである。右決議する。